

令和6年3月（第3回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和6年3月7日（木）18:00～19:00

市役所本庁 4階 教育委員室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に参加した者

水津次長、佐々木学校教育次長同格、藤田教育支援課長、石崎教育支援課長同格、井上教育支援副課長、三好教育総務課長、島谷教育総務副課長、大田教育総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 要 旨

教育長 : ただ今から、令和6年3月7日の第3回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員が出席しているため会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教育長 : 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

教育長 : それでは、本日の議題は、議案第5号「教職員人事の件について」、の1件と、その他の事項として、「宇部市立小中学校校則見直しの進捗について」、「寄附の報告について」の2件となっています。

教育長 : 議案第5号「教職員人事の件について」は人事案件の為、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

（全員異議なし）

教育長 : 異議がないようですので、議案第5号については非公開とさせていただきます。なお、それ以外は、全て公開とさせていただきます。

教育長 : はじめに、議案第5号「教職員人事の件について」ですが、事務局から説明をお願いします。

学校教育次長同格 : それでは、学校教育課から説明します。令和6年度人事異動について、3月12日が県内一斉の内示となりますので、内示の前に教育委員の皆様へ概況の説明をさせていただきます。資料「令和6年度人事異動の概況について」をご覧ください。まず、来年度の人事異動全般についてです。本年度に引き続き、来年度も全国的に教員不足の傾向にあり、山口県も同様に厳しい状況があります。教員不足の要因としては、まず、教職を志す若者が減少し、臨採が急激に減少していることが挙げられます。また、産育休や病休等を取得する教員

が増加しており、代替の教員の必要数が増加していることも挙げられます。本年度、令和5年度は、教員不足への対応として、一時的に、中学校2年・3年を35人から38人学級にするとともに、いくつかの加配教員を凍結するという方針が示されました。来年度については、中2・中3の35人学級化は復活しましたが、加配については、本年度並みとなっています。学校教育課では、考えられるあらゆる方法で人事異動事務を行いました。未だ若干の欠員が生じている状態です。今後も引き続き人員確保に向けて対応してまいります。それでは、資料について説明していきます。まず、「1学級数」についてですが、来年度は、今年度と比べて、小学校は9学級減、中学校は4学級増、合計で5学級の減となっています。なお、中学校の学級増の一因として、中2・中3の35人学級化の復活が挙げられ、西岐波中、常盤中、上宇部中、桃山中、厚南中については、学級数増となっています。次に、「2教職員数」についてです。本年度と比べて、小学校は増減なし、中学校は3人増、合計で3人の増となっています。教職員数には、教員定数以外に国・県の予算でつく加配教員が含まれていますが、次ページの加配教員数にお示ししているとおり、加配教員の配置数は、全体では微増という状況です。小学校専科加配教員（英語以外）は、西宇部小に、小学校専科加配教員（教科担任制）は、東岐波小、上宇部小、厚南小、原小、川上小に配置されます。英語専科教員は、恩田小、新川小、川上小、黒石小に配置されます。次に「3新規採用教職員」についてです。教員不足への対応で、新採教職員を多く配置し、教諭47人、事務職員2人、合計49人で、今年度と比べて全体で16人の増となっています。次に「4退職者等」についてです。来年度は、定年が1年延長されるため、定年退職はなく、退職の場合は、定年前退職となり、また、管理職については、60歳で役職定年となります。管理職について、本年度末で役職定年・定年前退職となる校長は4人、教頭は5人となっています。「5再任用教職員」についてですが、本市においては、本年度と比べてほぼ同数となっていますが、県全体では、減少傾向があるとのことであり、引き続き、再任用教職員の確保に努めてまいります。「6転出入」についてです。こちらは、教諭についてのみご説明します。転入（新たに宇部市に異動してくる教員）に対して、転出（市外に異動する教員）、転任（市内に異動する教員）の合計数は、本年度と比べて23人増となっており、昨年度に比べ、異動の規模は大きくなっています。「7臨時教職員」の配置についてですが、冒頭にもお伝えしたとおり、欠員補充のほか、産休代替、育休・病休代替等、多くの臨採教職員が必要であり、安定的な確保について喫緊の課題となっています。「8今後の予定」については、後ほどご説明いたします。次に、管理職の異動状況についてです。資料「令和5年度末宇部市管理職異動状況」をご覧ください。なお、本資料は取扱注意であるとともに、3月26日の報道発表までは㊟扱いでお願いします。はじめに資料の見方ですが、資料の1枚目から3枚目までが小学校、4・5枚目が中学校について掲載して

います。また、左半分が校長、右半分が教頭の異動を示しています。なお、網掛け箇所が後任についての記載となります。校長の異動は、小学校では8人となっており、そのうち、役職定年を迎えるのは、岬小校長、定年前退職となるのは、常盤小校長となります。中学校では、4人の校長が異動となっており、そのうち、役職定年を迎えるのは、厚東川中校長、定年前退職となるのは、常盤中校長となります。なお、本年度途中、休職となりました楠中校長は、復職となり、厚東川中への異動となります。教頭の異動は、小学校では14人となっており、そのうち、役職定年を迎えるのは、見初小教頭、小野小教頭、万倉小教頭となります。中学校では、6人の教頭が異動となっており、そのうち、役職定年を迎えるのは、厚南中教頭、定年前退職となるのは、黒石中教頭となっています。最後に事務局人事です。小学校の資料の3枚目をご覧ください。7人の者が異動になります。それでは、再度、資料「令和6年度人事異動の概況について」の「8今後の予定」をご覧ください。本年度は、3月12日が内示となります。26日、例年ですと10時に報道発表となります。その後の辞令交付式、市着任式、校長集会の日時は記載の通りです。教育委員の皆様には、市着任式、校長集会へのご出席をお願いします。説明は以上です。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

教育長 : ご意見がないようですので、議案第5号「教職員人事の件について」は承認ということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

教育長 : 続きまして、その他の事項として、「宇部市立小中学校校則見直しの進捗について」事務局から説明をお願いいたします。

教育支援課長 : それでは、教育支援課から説明します。昨年7月に、教育委員会から宇部市立小中学校36校に対して、「宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドライン」を配布し、各校で、この3月中に各校のホームページに掲載することを目指して取組が進められてきました。まず、校則の見直しに関しては、今年度で終わりということではなく、ガイドラインにおいて、少なくとも年1回は、校則について児童生徒が協議する仕組みをつくるようお願いしています。これは、「子ども同士や様々な立場の人たちとの対話を通して、主体的に関わり合うことや互いを認め尊重しながら高め合うことを継続的に学んでほしい」との思いを込めています。この取組が、運動会や文化祭などの学校行事や総合的な学習等の取組などにもいかされ、充実した楽しい学校生活を送るために自ら行動できるようになり、さらに、将来的には、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく」ことにもつながっていくことを期待しています。見直しの状況については、見直しが終わったところから、教育支援課あてに3月中を目処に報告をしてもらうよう各校にお願いしており、現在、報告が提出されつつある状況です。委員の皆様には、2月時点での見直しの状況をまとめた資料をお配りしていますので、具体的な内容についてはこの資料に沿って、課長同格の石崎から説明させていただきます。

教育支援課長同格：この資料は、校則見直しの進捗状況を各小中学校に聞いたものです。「校則見直しの観点」については、校長会で周知を図り、これらのことをしっかり徹底していくようお願いしております。「1校則見直し委員会」に校長が入っているかについては、ガイドラインの中にある例示に校長が入っていない例示をしていたため、校長が後でひっくり返すことができるのではないかという疑念があり確認したところですが、全学校で校長が入っています。それから、「2校則見直し委員会」の開催については、2月時点で36校中7校が実施していませんでしたが、現在は中学校1校のみ3月15日に実施する予定となっており、それ以外の全学校が「校則見直し委員会」を実施しています。「3新しい校則（きまり）の制定」について、「4新しい校則（きまり）の公表」についてですが、34校が制定及び公表を今年度中に終える予定です。小学校1校、中学校1校が令和6年度1学期中に制定及び公表する予定となっています。「6見直した校則（きまり）」について、報告されたものから一部抜粋していますが、小学校においては、水筒に入れる飲み物を熱中症予防のためスポーツドリンクも可となった学校もいくつかあります。小学校のシャープペンシルの使用は、これまでの学校も使用不可となっていました。中学生への移行に向けて6年生は可、高学年から段階的に可としている学校もあります。筆箱は箱形のみ可という学校もあり、柔軟に変わってきておりますが、中学生で流行っているぬいぐるみ型の筆箱は授業に必要ないということで、華美なものは控えることとなっています。キーホルダーは、つけるなら控えめな物で2個までや、無くなったときには個人の責任であるなど、子どもたちが考えて見直しを図っています。中学校については、男子生徒の髪型がツープロックはいけないというような表記があった学校も、現在は全てなくなっています。また、中学生らしい髪型という表記は分かりにくいことから、残さないようにという話は校長先生方にしましたが、子どもたち自身が自分たちの立場を考えて、中学生らしいというのをあえて残して、華美ではない、奇抜ではない、地域の方から見られてもおかしくないような髪型をしていかなければならないということで、中学生らしいという表記を残した学校もいくつかあります。制服については、カッターシャツのみから、男女兼用のポロシャツを可にした学校もあります。靴下も白色のみという学校も多かったですが、黒色や紺も可となっています。靴も白色のみでしたが、黒や紺も可となりましたが、体育の学習がありますので、体育に参加ができる靴という制約はあります。タイツ、カーディガンについては、何月から着用できるという表記の学校もありましたが、個人毎に暑さ寒さの感じ方が違うため、柔軟になっています。補足ですが、ある小学校からは、見直しを実施した際の感想として次のような内容が報告されています。児童からは、「たくさん意見を言えたので安心した」「みんなで考える時に一人ひとりから意見を聞いているのがよかった」「意見がたくさん言えた。もっと時間があってもよかった。」などの意見がありました。「思いや意見を大人も含めた周囲に伝えても、受け止めてもらえる・大丈夫」という安心感は、学校生活において非常に重要

なことだと思えますし、きまりがある理由を改めて自分達で考え直す取組は、今後の学校生活を送る際にも非常に有用だと学校から意見がありました。また、保護者、学校運営協議会、教職員など大人からは、「子どもたちがしっかりと自分の意見を言えるところが素晴らしいと思った」「子どもたちは『きまり・やくそく』をよく守っているからこそ、よく考えていると思った」「時代や個々に合わせて考えていかななくてはいけないと思った」という意見があり、「大人が思う以上に、子どもたちはしっかりと考えているということに気付かされた」という驚きもあることが分かりました。各校の取組内容については、参考事例として各校で共有できるよう教育委員会からしっかりと伝えていき、取組を毎年重ねることで、子ども達にとってさらに過ごしやすい学校となるよう支援していきたいと思えます。それから、公表という形で小中学校の新しい学校ごとのホームページが、令和6年3月6日から公開されています。各校のホームページを開いて、「学校の紹介」タブを開くと、「校則」という項目があり、校則を確認することができます。ただ、現在は令和5年度のもので掲載されており、今後随時学校が更新していく予定です。説明は以上です。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 小学校のスポーツドリンクも可について、虫歯の心配はありませんか。スポーツドリンクには、実は砂糖が多く入っています。熱中症予防のためには、スポーツドリンクにしないといけないものなのではないでしょうか。

教育支援課長 同格 : 各校長が学校医に確認したところ、飲み過ぎると糖尿病等にも繋がるため、1度試してみて、必要であれば見直していくという判断をしています。

委員 : 他学校でも同じ意見がありましたが、子どもたちの中からも虫歯や健康被害に繋がる意見は出ていましたが、それも含めたうえで校則を作っていました。これは、先生がアドバイスした訳ではなく、子どもたち自身が知識もある状態で作った結果ですので良いと考えます。フォローについては、今後学校で必要になってくると思います。

委員 : 摂取の仕方が問題で、休み時間ごとに飲むなどの口の中が常に甘い状態になると、子どもの歯がボロボロに近い状態になってしまいます。子どもたちや大人も含めてそこまで理解したうえで決定したのかがとても心配です。スポーツドリンクを飲んだ後に、改めて水を飲んで薄めるという方法もありますが、実はあまり薄まらないという研究データもあります。歯科医師会の先生方は、みなさん反対されると考えます。

委員 : 他校では、既に夏の時期だけスポーツドリンク可の学校もありますが、実際には大半がお茶で、スポーツドリンクは持ってきていません。逆にのどが渴く子どももおり、準備をするのは親になりますが、ほとんどの親は内容を理解しているため、そこまで大変な状況になるとは考えにくいです。啓発は大事だと考えます。

委員 : 口の中に甘いものが入って中和するには時間が必要です。常に甘いものが口にあることがないよう、そういった注意も含めて可としていただきたいが、フッ

化物洗口も復活したところなのに、逆に虫菌が増えることになりかねないかを危惧しています。

委員 : 運動会時期はどこの学校も可と思っていました、スポーツドリンクだけを持ってきている子どもは見たことがないです。

委員 : 理解されたうえでということはとても大事ですので、情報を正しく提供し理解することを促していただきたいです。また、付け加えて飲むタイミングの決まりが必要になると考えます。

委員 : 今回の見直しについて、子どもたちは自分たちで考えて作った決まりだから守ろうという意識が出てくると思います。また、学期ごとに見直して子どもたちと考えていくということが大事なことであると考えます。

委員 : 今までは、先生から言われているから守らなければいけないというところが、自分たちで変えて、決めることができるようになったところはすごく良いと感じました。ただ、自分たちで決めたルールを守らない子がいた場合に、その子に対していじめがおきないように配慮は必要です。髪を染めてはいけない決まりや派手じゃない髪型にすることを決めて、それを守れなかったことに対して、責められることがあってはならないと考えます。そこは、子どもたちが決めたルールであることを、大人がしっかりとフォローして、その保護者に理解していただき、子どもたちが苦しい思いをしないように配慮をお願いします。

教育支援課長 : 今まで保護者が校則に意識が薄かったのですが、今回は学校のホームページの見直しも含めて、校則は保護者にもいつでも確認ができますので、しっかりアピールしていきたいと思います。

教育長 : 次に、その他の事項で「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 : 2月の寄附について報告します。2月は3件の寄附がありました。令和6年2月8日匿名の方から、平成24年度から通算142回目5,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。続いて、令和6年2月22日公益財団法人 渡辺翁記念文化協会 代表理事 山本 謙 様から、300,000円の御寄附を宇部市民の文化向上及び図書館図書資料充実のため渡辺翁記念文庫の図書等購入費としていただきました。また、同じく令和6年2月22日公益財団法人 渡辺翁記念文化協会 代表理事 山本 謙 様から、500,000円の御寄附を宇部市民の文化向上及び図書館図書資料充実のため、渡辺翁記念文化協会「絵本文庫」の図書等購入費としていただきました。説明は以上です。

教育長 : 報告については以上となりますが、何かありましたらお願いします。
では、以上をもちまして、本日の会議を終了します。